

平成29年3月17日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時0分 開議)

(出席議員 16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	寺 澤 俊 彦
健康福祉課長	川 畑 智

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細川 一元
富来病院事務長	高野 正
会計管理者(会計課長)	山口 勝好
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹内 伸二
議会事務局参事	村井 直
議会事務局主幹	宮川 信顕

(議事日程)

日程 第 1 諸般の報告

日程 第 2 町長提出 議案第 1 号ないし第34号及び請願第 1 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

日程 第 3 町長追加提出 議案第35号及び同意第 1 号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程 第 4 議員派遣について

追加日程 第 1 越後敏明君の議長辞職の件

追加日程 第 2 議長の選挙

追加日程 第 3 寺井強君の副議長辞職の件

追加日程 第 4 副議長の選挙

追加日程 第 5 南政夫君の議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の辞任の件

追加日程 第 6 原子力発電所対策特別委員、議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の補充選任

日程 第 5 常任委員及び議会運営委員の選任

日程 第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**越後敏明議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめ、これを延長します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 諸般の報告

**越後敏明議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 町長提出 議案第1号ないし第34号及び請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**越後敏明議長** 次に、町長提出議案第1号ないし第34号及び請願第1号を、一括して議題とします。

以上の案件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成29年第1回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された議案7件、請願1件について、10日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議案第11号 志賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、本町の独自利用事務について、ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることから、これらの事務について、特定個人情報として保護するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第13号 志賀町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、介護を行う職員の超過

勤務の制限や育児休業の対象となる子の範囲の拡大、非常勤職員の育児休暇の取得要件の緩和などを行うための改正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、超過勤務の制限要件やその確認方法、育児休業の取得状況などについて質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第14号 志賀町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長、医療費控除の特例及び軽自動車税の環境性能割の創設、法人町民税の法人税割の税率の引き下げなど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 志賀町地区自治振興基金条例を廃止する条例については、志賀町地区自治振興事業費補助金交付要綱の対象事業が平成28年度末で完了することから、本条例を廃止するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、本基金廃止後の処分方法について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第22号 志賀町道路線の認定について（町道第1091号七十刈3号線）及び議案第23号 志賀町道路線の認定について（町道第5101号小釜因宗寺線）は、志賀町道路線に係る認定について、現地での確認を行い、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願については、治安維持法による犠牲者に対し、国が謝罪と賠償を行い、名誉を回復するよう求める意見書を国の関係機関へ提出してほしいとの趣旨であります。紹介議員の補足説明を受け審査しましたが、委員からは、請願内容については、国の事務であることから、地方議会で関与することは適當ではない等の意見が出され、採決の結果、賛成少数により不採択と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

**久木拓栄教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託された議案9件について、去

る8日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果について、ご報告を申し上げます。

まず、議案第8号 志賀町工芸工房条例については、熊野工芸工房での草木染教室や荒木ヶ丘工房での陶芸教室等を集約し、生涯学習活動の拠点施設として、旧福浦小学校を志賀町工芸工房とするに当たり、新たに条例を制定するものとの説明を受け、現地調査を行った上で、採決した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号 志賀町動物の愛護及び管理に関する条例については、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、動物の所有者又は占有者に対する指導等を規定し、地域や住民間で起こる動物の苦情やトラブルなどに適切に対応するため、新しい条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、住民への周知方法等についての質問がなされ、担当課より詳細な説明を受けております。

続きまして、議案第10号 志賀町富来防災センター条例については、原子力災害時に早期の避難が困難である高齢者、障害者、乳幼児など、配慮を要する者やその介助者等が、一時的に退避する放射線防護施設として、志賀町富来防災センターを整備したので、新たに条例を制定するものと説明を受けました。現地調査を行った上で、採決した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、施設の維持管理費や有事の際の町職員の配置等について質問がなされ、担当課より詳細な説明を受けております。

続きまして、議案第15号 志賀町学校給食事業負担金徴収条例の一部を改正する条例については、学校給食法の一部改正に伴い、引用条項を改正するとともに、負担金の額及び納付の規定について、所要の改正を行うものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、医療費助成に係る請求権の起算日の規定を主なものとして、所要の改正を行うとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の

一部を改正する条例については、児童福祉法及び児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第19号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも介護保険の一部改正に伴う所要の改正であります。

議案第18号では、地域密着型通所介護及び療養型通所介護の人員、設備、運営に関する基準を追加し、議案第19号では、主任介護支援専門員の定義の規定を修正するとともに、引用条項の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、豊富な経験を有する消防団OB等による機能別消防団員制度を導入するに当たり、その待遇等について所要の規定を設けるための改正を行うものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、消防団の再編についての質問がなされ、町長から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会報告といたします。

**越後敏明議長** 予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成28年度各会計の補正予算に係る議案7件と、平成29年度各会計の当初予算に係る議案11件について、去る9日、13日、14日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありまして、審査経過については省略させていただきますが、審査に当たっては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率

良く配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査したところであります。

その結果、議案第24号 平成29年度志賀町一般会計予算について、及び議案第34号 平成29年度志賀町立富来病院事業会計予算については賛成多数をもって、他の16議案については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された貴重な意見、要望等を十分に踏まえ、特に議論が集中したことについては、その理由等を十分考慮され、町の発展及び住民福祉の向上、更には町民の負託に応えられるよう、格別なる配慮のもとで適正かつ的確なる予算執行に当られることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**越後敏明議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**越後敏明議長** これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、議案第24号 平成29年度志賀町一般会計予算について、反対の立場から反対討論をいたします。なお、討論のための登壇は1回のみですので、後ほど採決のある請願第1号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の討論も併せて行わせていただきます。

まず、議案第24号 平成29年度志賀町一般会計予算についてであります。

極面として、若干の値上げを伴うのは容認できませんが、新年度から多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、18歳までの児童生徒を2人以上扶養している場合、2人目以降の学校給食費を助成、また、志賀中学校での校舎等のエアコン機能強化、地域特産品パワーアップ事業として、ころ柿の苗に支給補助、がんの早期発見を目的に胃がん検診にピロリ菌感染や胃粘膜萎縮性を調べるリスク検査の導入、河川愛護活動報奨金制度、また、住宅火災廃材等処理費補助など、新たな制度の創設等があり、大いに評価されるものと思いますが、本予算案の中には、全議員を対象にした海外視察経費と、あくまで任意の実質的な原発再稼働推進団体に対する補助金が盛り込まれています。

議員による海外視察ですが、国内視察は当然あり得ることではありますが、海外まで行っての視察は国会議員に任せて、どうしても行く必要が生じた場合は、町長と常任委員会委員長などの代表団で行くべきであり、全議員を対象にした海外視察は必要ないと思います。

また、任意団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会に対する補助は、福島第一原発事故から6年が経過しても、今なお収束の目途は立たず、多くの方々が苦難を強いられていて、再稼働すればするほど事故のリスクは高まり、使用済核燃料も溜り続け、その処理も見通しが立っていない中、あまりにも疑問を持つものであり、決して町民の理解を得られるものではないと思います。

したがって、私は、議案第24号 平成29年度志賀町一般会計予算については、反対をさせていただきます。

続きまして、請願第1号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の討論をさせていただきます。

1925年に制定された治安維持法は、主権が国民にあることを唱え、戦争に反対して平和を求めた団体、個人、政党を弾圧し、根絶するために制定された法律でした。制定から廃止される1945年までの20年間に、戦争に反対し、主権在民、言論、集会、結社など、基本的人権を求めるすべての運動と思想が徹底的に弾圧されました。

治安維持法によって逮捕された人は数10万人、起訴された人は75,681人、拷問によって虐殺された者90人以上を含めて、拷問、獄中などを合わせると500人以上が死に追いやられました。その中には、小林多喜二、山本宣治などが含まれて

います。石川県でも弾圧犠牲者は200人以上に上り、ここ志賀町でも、河野登喜雄、戸坂潤、坪野哲久がその犠牲者であることはよく知られています。

我が国では、戦後、治安維持法が反人道的悪法として廃止され、この法律により有罪となった方々は無罪となりましたが、これまで政府は、何らの補償も行っていない。ドイツでは、戦争犯罪と人道に反する犯罪の罪には時効はないという国際法に基づき、今でも戦犯を追求し、犠牲者に謝罪と賠償を行っており、イタリアでも国家賠償法を制定し、政府による謝罪と賠償が行われています。また、条約を批准していないアメリカ、カナダでも、戦争中の日系人の強制収容に対して国による謝罪と賠償が行われています。

治安維持法の制定から92年になる中、生存する犠牲者はわずかとなっています。この方々の存命中に、1日も早く政府の謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であり、時あたかもテロ等準備罪と名を変えて、現代版治安維持法と言われる、話し合いをしたことが罪になると共謀罪が議論されている中、再び戦争と暗黒政治を許さない証しとなるものであります。

この間、本請願の採択は、石川県下では6自治体、全国では400以上の自治体で採択されています。本町議会でも採択されることを強く望んでやまないものがあります。

以上、議案第24号に反対と、請願1号に賛成の討論をさせていただきましたが、議員各位におかれましては、何卒、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**南正紀議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、議案第24号 平成29年度志賀町一般会計予算についての賛成討論及び請願第1号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願に対する反対討論を行います。

まず、議案第24号 平成29年度志賀町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

町長は、先の提案理由説明において、新年度予算は、第2次志賀町総合計画のスタートに相応しい、新たなまちづくりに向けた積極型予算であると述べられま

した。委員会審査において、その詳細な説明を受けましたが、住環境整備につきましては、充実した奨励金制度の下で、新たに造成に取り掛かるみらいとうぶAブロックの整備や富来地区における公営住宅の新設、高齢者福祉については、とぎ地域福祉センターの大規模改修による利便性向上等、教育環境においては、好評を博していた学習サポート事業の対象範囲の拡大や、多子世帯支援事業としての第2子以降の給食費助成制度導入等を実施する等、まさに、住み良いまちづくりを実感できるものであります。

また、起業・創業支援事業に対する大きな予算配分、富来金山を地域資源として活用する観光振興策、志賀町出会い協働プロジェクト事業による次世代を担う人々への支援策など、将来に明るい、希望の持てる施策も充実しております。更には、我々議員の知識見識を高め、より質の高い議会活動を実現させるための研修に係る費用の計上や、地域の安全や活性化のためにご尽力いただいている各種団体への補助金等の予算計上など、官民一体となったまちづくりに配慮した予算案であり、第2次総合計画に掲げる、魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまちを形作るスタートに相応しい施策が盛り込まれているものと評価するところであります。

これらを勘案するに、新年度予算案は、その施策、予算計上額の全てにおいて、適切かつバランスの取れたものであり、議案第24号は賛意をもって可決すべきものと考えます。その他、残余の議案につきましても、住民福祉の観点から、全てに賛意を表すとともに、議員各位の良識なるご判断でのご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

次に、請願第1号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論をいたします。

治安維持法は、1925年1月のソビエト連邦との国交樹立、日ソ基本条約により、共産主義革命運動の激化が懸念され、同4月22日公布、5月12日に施行されました。当時、旧帝国憲法下の日本においては、結社の自由が制限され、一部政党は非合法とされていました。また、例え合法政党であっても、無産政党の議会進出を脅威と捉えていました。

そのような環境下で制定された治安維持法は、当時においては適切な法律であったと考えられます。しかしながら、その後の治安維持法に対する拡大解釈や、

それを運用した特別高等警察の過酷な取り調べ等により、不幸な出来事が起こったことは事実であり、犠牲者の皆様には心から哀悼の意を表するものがあります。

本請願は、治安維持法にこそ根本の原因があると結論付けていますが、真因は、法律を都合良く運用した者たちにこそあると考えるとともに、請願内容についても、本法の犠牲者の遺族の方々からの声や要請などを読み取ることはできず、特定の政党思想に偏ったものではないかと私は理解しております。さらに、本法廃止から70有余年が経過した間に、犠牲者遺族からの証言や物的な証拠が薄れていく中で、既に機を逸した感は否めず、賛同しかねるものであります。

以上、議員の皆様におかれましては、良識的なご判断の下でのご賛同をお願い申し上げます、私の請願第1号に対する反対討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**越後敏明議長** 討論を終結します。

---

( 採 決 )

**越後敏明議長** これより、採決します。

まず、町長提出 議案第1号 平成28年度志賀町一般会計補正予算第4号についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第2号 平成28年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について、ないし第7号 平成28年度志賀町立富来病院事業会計補

正予算第1号についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第8号 志賀町工芸工房条例について、ないし第10号 志賀町富来防災センター条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第11号 志賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ないし議案第21号 志賀町地区自治振興基金条例を廃止する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第22号 志賀町道路線の認定について(町道第1091号 七十刈3号線)及び第23号 志賀町道路線の認定について(町道第5101号小釜因州寺線)を、一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 平成29年度志賀町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第25号 平成29年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、ないし第33号 平成29年度志賀町水道事業会計予算についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

**越後敏明議長** 続いて、町長提出 議案第34号 平成29年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

**越後敏明議長** 続いて、請願第1号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択すること  
に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

**越後敏明議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

---

**日程第3 町長追加提出 議案第35号及び同意第1号（提案理由説明、質疑、委員会付託、  
討論、採決）**

**越後敏明議長** 次に、本日町長から追加提出がありました、議案第35号 財産の取得に  
ついて「志賀小学校ランチルーム備品」及び同意第1号 副町長の選任につい  
てを、一括して議題といたします。

両件に対する提案理由の説明を求めます。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 去る2月28日に提出しました案件に追加して、本日、提出することをお認  
めいただいた案件2件について、ご説明を申し上げます。

議案第35号 財産の取得については、志賀小学校ランチルーム備品を購入する  
に当たり、有限会社北市 代表取締役 北喜幸から831万3,840円で取得するもの  
で、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同意第1号 副町長の選任については、副町長の庄田義則氏の任期が今月末を  
もって満了するに当たり、同氏を再任するため、地方自治法の規定により、議会  
の同意を求めるものであります。

庄田氏には、平成25年4月の就任以来4年間にわたり、私の補佐役として、県  
庁で培われた豊富な知識と経験を活かし、その能力を存分に発揮され、町政の推  
進にご尽力をいただきました。地方分権にしっかりと対応できる自立した行財政  
運営をはじめ、人口減少対策、地方創生の取り組みの更なる推進が求められる中  
で、これまでの行政経験の豊かさに加え、人格、識見ともに優れた同氏は、副町  
長に最適任であると考え、ここに提案するものであります。

以上で、追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重な  
るご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**越後敏明議長** 説明を終わります。

-----

( 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 討 論 の 省 略 )

**越後敏明議長** お諮りします。

議案第35号につきましては、急施事件につき、同意第1号につきましては、人事案件につき、この際、それぞれ質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、両件は、直ちに採決することに決しました。

-----

( 採 決 )

**越後敏明議長** これより、採決します。

いずれの採決も起立によって行います。

まず、議案第35号財産の取得について「志賀小学校ランチルーム備品」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、同意第1号 副町長の選任についてを採決します。

本件は、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本件は、同意されました。

**庄田義則副町長** 議長。

**越後敏明議長** 副町長が発言を求めていますので、これを許可します。

庄田副町長。

**庄田義則副町長** 発言の機会をいただき、ありがとうございます。そして、今ほどは、私の人事案件にご同意を賜り感謝を申し上げます。ありがとうございます。

平成25年4月、副町長に就任して以来、仕事をしていく中で、まだまだやるべ

きことがあるんじゃないとか、あるいは、これでいいのかなというような形で、自問を自答しながらの4年間でしたが、本日こうして、また、皆様のご同意をいただいたということに、また、一定の評価をいただけたのではないかというふうな形で安堵していると同時に、改めてその責任の重さということを痛感しております。

この4年間でも、少子・高齢化、人口減少時代を踏まえた地方創生の動き、財政を取り巻く環境の悪化といったようなことなど、さまざまな動きがございました。今後も地方行政、ここ志賀町を取り巻く環境というものは、決して楽観視できるものではないと考えておりますが、志賀町には自然環境、伝統文化といった地域資源、そして、人と人のつながり、地域を大切にするという思いといった、まだまだ将来に向けて発展していく要素があり、その可能性というものを感じているところです。

その可能性というものを具現化していくために、平成28年度からは、志賀町創生総合戦略を本格的に実施し、また、来年度、平成29年度からは、第2次志賀町総合計画がスタートするということになっております。総合計画における町の将来像、魅力と笑顔にあふれ未来に躍進するまち、この実現に向けてさまざまな事業施策、具体的には肉付けしていくということになりますが、小泉町長の下、議員の皆様方をはじめ、また、関係者のご理解・ご協力をいただきながら、志賀町の発展のために、これまで以上に全力で職務に取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

#### 日程第4 議員派遣について

**越後敏明議長** 次に、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員として必要な見識を深めるため、本町の行政課題に対応した諸外国の実情調査を行います。

期間は本年5月8日から12日までの5日間、行き先は、シンガポール及びマレーシアとし、シンガポールにおいては、石川県シンガポール事務所にて現地情

勢及び石川県との交流・交易についての研修と、本町の特産品であるころ柿の地理的表示保護制度、GI登録を契機とする現地での海外販路の状況調査を、また、マレーシアにおいては、定住対策の視点における現地移住日本人自治会との懇談及び本町進出企業の現地関連工場を訪問し、事業展開や日系企業の海外進出の状況調査などを行い、志賀町における町政の参考とするものであります。

派遣議員は、稲岡健太郎君、南正紀君、寺井強君、南政夫君、下池外巳造君、須磨隆正君、田中正文君、富澤軒康君、櫻井俊一君、林一夫君、戸坂忠寸計君、久木拓栄君、そして、私、越後敏明の13名の議員を派遣するものであります。

本件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、以上のおおりの議員を派遣することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今、議員の派遣が議決されましたが、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

ここで、暫時休憩します。

(午後2時49分 休憩)

---

( 再 開 )

(午後2時55分 再開)

(越後敏明議長は入場せず)

**寺井強副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、議長、越後敏明君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、越後敏明君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強副議長** ご異議なしと認めます。

よって、越後敏明君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第1 越後敏明君の議長辞職の件

**寺井強副議長** 越後敏明君の議長辞職の件を議題とします。

辞職願を朗読させます。

**竹内伸二議会事務局長** それでは、朗読いたします。

平成29年3月17日、志賀町議会副議長様、志賀町議会議長 越後敏明、辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上でございます。

**寺井強副議長** お諮りします。

本件を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強副議長** ご異議なしと認めます。

よって、越後敏明君の議長辞職の件は、許可されました。

越後敏明君の入場を求めます。

(午後2時56分 越後議員入場)

**越後敏明議員** 副議長。

**寺井強副議長** 越後敏明君が発言を求めていますので、これを許可します。

10番 越後敏明君。

**越後敏明議員** はい。

議長の退任に当たり、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

顧みますと、平成27年の5月、初議会におきまして、議員各位のご推挙によりまして、志賀町議会議長という栄職に、浅学菲才の面なれども就かさせていただきました。

きました。以来、今日まで議員の各位、そして小泉町長、あるいは、町執行部、そして町民多数のご支援・ご協力によりまして、今日までその職責を大過なく務めることができました。ここに心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一議員として、町政の発展、住民福祉の向上、これに接し、努力し、務めてまいりたいと思います。皆様方におかれましても、今後ともご指導・ご鞭撻のほど、切にお願いを申し上げまして、誠に簡単粗辞でございますが、私の御礼のご挨拶に代えさせていただきます。どうも、誠にありがとうございました。

**寺井強副議長** この結果、議長に欠員を生じたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強副議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに行うことに決しました。

## 追加日程第2 議長の選挙

**寺井強副議長** これより、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強副議長** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強副議長** ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決しました。

議長に、南政夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、副議長が指名しました南政夫君を、議長の当選人と定めることに、  
ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強副議長** ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました、南政夫君が議長に当選されました。

南政夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選  
の告知をします。

**南政夫議長** 副議長。

**寺井強副議長** 南政夫君が発言を求めていますので、これを許可します。

7番 南政夫君。

**南政夫議長** はい。

ただ今の議長選挙におきまして、不肖、私が、志賀町議会の第9代目の議長と  
いう指名をいただきました。大変、身に余る光栄と存じますし、責任の重さを痛  
感しておるところでございます。議長の重責をお受けしました上は、円滑な議会  
の運営を通じまして、住民福祉の向上、そして、町政の発展のため、一身を挺し  
てこのご厚志に報いる所存でございますので、どうか各位におかれましては、よ  
り一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。議長就  
任に際しましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたし  
ます。

**寺井強副議長** 新議長と交代します。

**南政夫議長** これより、議事を進行させていただきます。よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

(午後3時07分 休憩)

---

( 再 開 )

(午後3時10分 再開)

(寺井強副議長は入場せず)

**南政夫議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、寺井強君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、寺井強君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、寺井強君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第3 寺井強君の副議長辞職の件

**南政夫議長** 寺井強君の副議長辞職の件を議題とします。

辞職願を朗読させます。

**竹内伸二議会事務局長** 朗読いたします。

平成29年3月17日、志賀町議会議長様、志賀町議会副議長 寺井強、辞職願、このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上でございます。

**南政夫議長** お諮りします。

本件を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、寺井強君の副議長辞職の件は、許可されました。

寺井強君の入場を求めます。

(午後3時11分 寺井議員入場)

**寺井強議員** はい、議長。

**南政夫議長** 寺井強君が発言を求めていますので、これを許可します。

5番 寺井強君。

**寺井強議員** 副議長の退任に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

私も、一昨年5月に、議員の皆様方のご推挙をいただき、副議長の大任を仰せつかりまして、以来、越後議長の下で、議会の活性化や住民福祉の向上に、微力ではありますが、全力で務めてまいりました。この間、皆様方には温かいご指導

とご協力を賜りましたこと、改めまして厚く御礼申し上げます。この2年間、私にとり、この上ない貴重な経験をさせていただきました。今後は、一議員として、町民の皆様の期待に応えられるよう、本町の更なる発展に向け、精進して参る所存でございます。今後とも、変わらずご指導・ご鞭撻を心よりお願い申し上げますとともに、後になりましたが、小泉町長をはじめ、執行部関係の皆様方のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**南政夫議長** この結果、副議長に欠員を生じたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに行うことに決しました。

---

#### 追加日程第4 副議長の選挙

**南政夫議長** これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

副議長に、稲岡健太郎君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した稲岡健太郎君を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました稲岡健太郎君が副議長に当選されました。

稲岡健太郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

**稲岡健太郎副議長** 議長。

**南政夫議長** 稲岡健太郎君が発言を求めていますので、これを許可します。

3番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎副議長** ただ今の副議長選挙で、指名推選により志賀町議会副議長の職を拝命いたしました。先に就任された南政夫議長をしっかりとお支えし、微力ではありますが、志賀町並びに志賀町議会の発展に粉骨砕身、努力していく所存であります。議員各位におかれましては、今後ともご指導賜りたくお願いいたしますとともに、町長をはじめとする、町執行部にもご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。甚だ簡単ですが副議長就任のご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

**南政夫議長** ここで、暫時休憩します。

(午後3時18分 休憩)

---

( 再 開 )

(午後3時25分 再開)

(南政夫議長は入場せず)

**稲岡健太郎副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、議長、南政夫君から、議長就任に伴い、議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員を辞任したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

南政夫君の議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題としたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**稲岡健太郎副議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり、両委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第5 南政夫君の議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の辞任の件

**稲岡健太郎副議長** 南政夫君の議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の辞任の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり、両委員の辞任の申し出を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**稲岡健太郎副議長** ご異議なしと認めます。

よって、両委員の辞任は、許可することに決しました。

南政夫君の入場を求めます。

(午後3時26分 南政夫議長入場)

**稲岡健太郎副議長** 議長を交代します。

**南政夫議長** ただ今の結果、議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員に欠員が生じました。あわせて、原子力発電所対策特別委員において、設置議決には、委員定数は議長を除く全議員となっているため、当職の就任により、本特別委員会においても欠員が生じたので、この際、原子力発電所対策特別委員、議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の補充選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各委員の補充選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに行うことに決しました。

---

## 追加日程第6 原子力発電所対策特別委員、議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の補充選任

**南政夫議長** 原子力発電所対策特別委員、議会広報特別委員及び議会改革調査特別委員の補充選任を行います。

お諮りします。

各委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、原子力発電所対策特別委員に越後敏明君、議会広報特別委員に櫻井俊一君、議会改革調査特別委員に堂下健一君を、それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のおり選任することに決しました。

ここで、議事運営協議のため、暫時休憩します。

(午後3時29分 休憩)

---

( 再 開 )

(常任委員及び議会運営委員の選任についての資料を配付)

(午後3時45分 再開)

**南政夫議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、議会広報特別委員会が開かれ、正・副委員長が互選されました。また、議会改革調査特別委員会も開かれ、副委員長の委員辞任に伴う新しい副委員長の互選が行われました。

その結果が、議長の手元に参っておりますので、この際、ご報告します。

議会広報特別委員会委員長 寺井強君、同副委員長 福田晃悦君、議会改革調査特別委員会副委員長 南正紀君。

以上のおり、互選の報告といたします。

---

## 日程第5 常任委員及び議会運営委員の選任

**南政夫議長** 次に、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第5項の規定により、任期満了前60日以内に行うことができとなっております。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、常任委員及び議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

なお、ただ今選任されました常任委員及び議会運営委員の任期の開始日は、委員会条例第4条の規定により本年5月8日からとなります。したがって、ただ今選任されました各委員は、委員会条例第9条第1項の規定により、任期開始後、速やかに議長が通知により各委員会を招集しますので、当該会議で正・副委員長の互選を行ってください。

---

#### 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

**南政夫議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、閉会中継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

#### ( 閉 議 ・ 閉 会 )

**南政夫議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

**小泉勝町長** 議長。

**南政夫議長** 小泉町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

小泉町長。

**小泉勝町長** 発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。2月28日に開会いたしました平成29年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たり、議員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

今議会では、一般会計のほか特別会計及び企業会計を合わせて11会計の、平成29年度当初予算をご審議していただきました。その他、平成28年度の補正予算、条例の制定及び改廃、町道認定に関する議案23件に加え、本日、財産の取得についての議案及び副町長の選任についての同意に関し、追加提案させていただきました。議員各位には、いずれも慎重審議の上、全ての案件を可決していただき、心から御礼を申し上げます。

また、先ほどは、正・副議長の交代がありましたが、今定例会をもって退任されます越後議長、寺井副議長におかれましては、その卓越した見識と持ち前の行動力でその職責を全うされ、円滑な議会運営と町の発展にご尽力をいただきました。誠にありがとうございます。また、新たに議長に就任されました南政夫議員、副議長に就任されました稲岡議員におかれましては、責任感、使命感をもって、更なる町の発展に向けご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに当たり、今定例会の会期中に議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、その主を十分に踏まえ、町の将来像の実現に向けて、町政に反映をして行きたいと考えております。今後とも議員各位には、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、平成29年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たってのご挨拶といたします。

どうも、ありがとうございました。

**南政夫議長** 以上で、平成29年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時50分 閉会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第5号

閉会中の継続調査について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

2 議長報告第6号

委員会審査報告書

- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長

3 議長報告第7号

陳情書について

4 議長報告第8号

例月出納検査の結果について

(平成29年2月24日実施)

5 議長報告第9号

入札結果報告

(平成29年3月2日 4件)

(平成29年3月9日 2件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

南 政 夫

志賀町議会副議長 寺 井 強

稲 岡 健太郎

志賀町議会議員 櫻 井 俊 一

志賀町議会議員 林 一 夫